

国土調査法19条5項指定制度による

地図作成にご協力ください。

兵庫県は、地籍調査・地図作成の進捗率が31%（2025年1月現在）と、
全国の進捗率53%（2025年1月現在）に比べて低い状態です。

そこで、民間事業者の方々に『国土調査法19条5項指定制度』をご活用のおうえ
「兵庫県の地図作成」にご協力いただければと考えています。

災害が起こった際の迅速な復興のためにも、
ご協力のほどぜひお願いいたします。

19条5項とは？

- 土地に関する様々な測量・調査の成果を国土交通省が指定することにより、
国土調査（地籍調査）と同様に取り扱うことができる制度。
- 指定を受けた成果は地図として登記所に備え付けられる。

【対象となる測量結果】

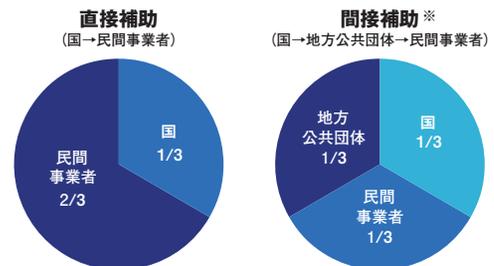
世界測地系に基づく測量／1地区あたり500㎡以上／測量の誤差が国土調査法施行令の規定の範囲内



Point 01

補助金制度

人口集中地区または都市計画区域において、19条5項申請をする前提で測量を実施する場合、国の補助金制度が活用できます。補助金の申請にあたっては、調査の着手前に、ウラ面の窓口にご相談してください。補助率は右図の通り。



※補助割合は各自治体により異なります。

Point 02

市町による代行申請

19条5項指定申請は市町による代行申請（19条6項代行申請）が可能です。測量成果を市町の地籍調査担当部局へ提供すると、成果の所有者に代わって市町が19条5項指定申請をするため、申請にかかる手間が無くなります。

詳しくは
ウラ面にて

各種詳細

Point 01 補助金制度について詳しく

補助対象経費（国の補助金）には以下の通り各工程により限度額が設定されています。
応募方法等は「地籍整備推進調査費補助」で検索してください。

 調査計画作成 専門家による 検討に要する費用等	 既存資料等収集・整理 境界査定図等の 既存資料の収集に 要する費用等	 現況調査 現況地物の測量、 測量に必要な基準点の 設置に要する費用等	 境界確認 現地調査や 現地立会に要する 費用等	 予備調査 作成した成果図等の 精度検証に要する 費用等	 成果作成 測量成果のとりまとめ、 19条5項指定申請 資料作成に要する 費用等
地区あたり 20万円	地区あたり 500万円+100万円/ha×面積(ha)			地区あたり 30万円	

民間事業の 直接補助の例

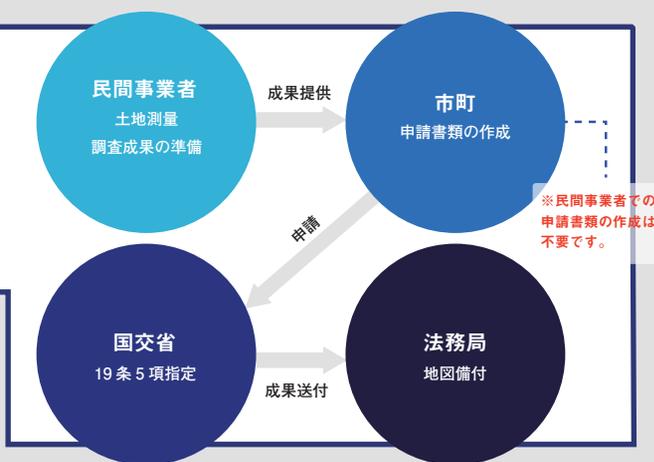
国土交通省リーフレットから引用

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助した場合、補助対象経費の限度額は
500万円+100万円×1ha=600万円となる。

国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、国の補助金額は **600万円×1/3=200万円** となる。

Point 02 市町による代行申請について詳しく

代行申請の手順は右図の通り、民間事業者は市町に測量成果を提供するだけで、国への申請書類の作成は市町が行います。測量成果はあるけど申請できる成果かどうか分からない、申請方法が分からない場合も各市町の窓口へご相談ください。



▶ 19条5項制度、補助金のより詳しい情報は右コードをスキャン
または「19条5項申請」で検索

19条5項申請



地籍調査
ウェブサイト

ご協力いただいた事業者様を 兵庫県HPにてPR!

ご協力いただいた事業者様には、19条5項指定を受けた実績とともに、
事業者名・ロゴを県HPに掲載させていただきます。
ぜひご協力のほど、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

市町による代行申請を含む19条5項指定申請に関する問い合わせは各市町の地籍調査担当へ
ご相談ください。

各市町の問い合わせ先が不明な場合は、
右コードをスキャン
または「兵庫県 地籍調査」で検索



兵庫県
ウェブサイト